

仁愛大学学位規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定、仁愛大学学則(以下「本学学則」という。)および仁愛大学大学院学則(以下「本学大学院学則」という。)に基づき、仁愛大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士および修士とする。

第 2 章 学 士

(学士の学位)

第 3 条 本学において授与する学位は、次の表のとおりとする。

学部	学科	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学部	心理学科	学士(心理学)
	コミュニケーション学科	学士(コミュニケーション学)
人間生活学部	健康栄養学科	学士(栄養学)
	子ども教育学科	学士(教育学)

(学士の学位授与の要件)

第 4 条 学士の学位は、本学学則に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学士の学位記の様式)

第 5 条 学士の学位記の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(学士の学位授与の時期)

第 6 条 学士の学位記授与の時期は 3 月または 9 月とする。

第 3 章 修 士

(修士の学位)

第 7 条 本学大学院において授与する学位は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学研究科	心理学専攻(臨床心理コース)	修士(心理学)

(修士の学位授与の要件)

第 8 条 修士の学位は、本学大学院学則に基づき、修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位記の様式)

第 9 条 修士の学位記の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(修士の学位授与の時期)

第10条 修士の学位記授与の時期は3月または9月とする。

第4章 雑 則

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、その学位名称を用いるときは、「仁愛大学」の名称を付記するものとする。

(学位の取消し)

第12条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、教授会または研究科会議の議を経て、当該学位を取り消し、学位記の返還を求めることができる。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学士の学位に関し必要な事項は教授会が、修士の学位に関し必要な事項は研究科会議が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日改正

様式第1号(第5条関係)

		第〇〇号
学位記		
大学印	氏 名	
	年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する。		
年 月 日		
仁愛大学長 氏 名 印		

備考 規格はA4とする。

様式第2号(第9条関係)

		第〇〇号
学位記		
大学印	氏 名	
	年 月 日生	
本学大学院人間学研究科心理学専攻(臨床心理コース)の修士課程を修了したので修士(心理学)の学位を授与する。		
年 月 日		
仁愛大学長 氏 名 印		

備考 規格はA4とする。